平成２６年（フ）第５号
広島市安佐北区真亀５丁目27番41―505号
債務者　山田　哲司
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３号
高知県安芸市本町２丁目10番15号
債務者　木下　岩雄
1　決定年月日時　平成26年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２６年（フ）第４号
宮崎市大工３丁目124番地　コウトクマンション201号、前住所宮崎県児湯郡高鍋町大字持田1392番地８　クレール１―Ｄ
債務者　村上　彩華
1　決定年月日時　平成26年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１６号
宮崎市生目台西２丁目４番地１　県営住宅５棟１号
債務者　櫻川　重継
1　決定年月日時　平成26年２月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１７号
宮崎市生目台西２丁目４番地１　県営住宅５棟１号
債務者　櫻川　由紀（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成26年２月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１号
宮崎県串間市大字西方4421番地
債務者　吉田小百合
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２６年（フ）第２号
宮崎県都城市上川東１丁目７号９番地
債務者　西村　いさ
1　決定年月日時　平成26年２月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２５年（フ）第１３８号
宮崎県東臼杵郡門川町大字門川尾末1435番地１　中屋敷コーポＡ棟202号、前住所宮崎県都城市早水町3886番地１　県営早水団地１棟202号
債務者　熊本　茂則
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２６年（フ）第４号
宮崎県延岡市伊達町１丁目２番地３　第１ナジマヤビルＲ―５
債務者　梅田　隆史
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２６年（フ）第１号
宮城県大崎市古川穂波８丁目16番25号　パストラルグリーンＢ棟101号
債務者　早坂　　忠
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第１３９４号
京都市北区西賀茂山ノ森町11番地　レヂデンス中村208号
債務者　堀　　義彦
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１４１２号
京都市伏見区向島四ツ谷池14番地８　向島団地６－１棟302号
債務者　佐々木智美（旧姓小野）
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１４４４号
京都市右京区西京極三反田町１番地　西京極団地７棟204号
債務者　吉田栄美子
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１４４７号
京都市南区西九条唐橋町68番地　バーレン45―601号室
債務者　宮崎　勝信
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１４号
京都市右京区嵯峨大覚寺門前八軒町３番地24
債務者　中野　　晃
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１９号
京都市山科区四ノ宮行者谷26番地の34
債務者　吉本　篤史
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第３１号
京都市北区大宮西小野堀町２番地　メゾンミソノ601号
債務者　冨田大二郎
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係